

【居宅介護支援】  
重要事項説明書  
契 約 書  
個人情報使用同意書

ケアプランセンターあかね

## 重要事項説明書(居宅介護支援)

### 1. 事業者

名 称	株式会社 New Life Design
代 表 者 氏 名	代表取締役 沼田 祐二
所 在 地 ・ 連 絡 先	広島県福山市東手城町1丁目29番2号 電話(084)999-8100

### 2. 事業の目的

居宅において要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

### 3. 運営方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために、利用者の選択に基づいて、適切な保健・医療・福祉サービス等が総合的かつ効率的に利用できるよう援助を行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、常に利用者の意思及び人格を尊重して、利用者に寄り添い、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。また、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

### 4. 事業所の概要(令和8年3月1日現在)

事 業 所 名	ケアプランセンターあかね
所 在 地	広島県尾道市美ノ郷町三成2778
電 話 番 号	(0848)29-7210
管 理 者	小田桐 美穂
介護保険事業所番号	3471102867号
サ ー ビ ス 提 供 地 域	尾道市(百島町、浦崎町、因島、瀬戸田町を除く)
営 業 日	月曜日～金曜日 ※但し、祝日と年末年始(12/31～1/3)を除く
営 業 時 間	8:30～17:00 ※但し、急を要する相談には24時間対応

### 5. 事業所の職員体制

職 種	人 員	業 務 内 容
管理者	1名(兼務)	指導・管理等
主任介護支援専門員 介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援・指導等 居宅介護支援

## 6. 相談窓口・苦情対応（受付時間:午前8時30分～午後5時00分）

サービスに関する相談・苦情については、次の窓口で対応します。

ケアプランセンターあかね	尾道市美ノ郷町三成2778	(0848)29-7210
尾道市役所高齢者福祉課介護保険係	尾道市久保1-15-2	(0848)38-9440
広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町19-49	(082)554-0783

## 7. 利用料及びその他の費用について

### (1)利用料

居宅介護支援サービスの利用料は、法定代理受領により、当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合は利用者の自己負担はありません。

※詳細については別紙1を参照してください。

※介護保険料の滞納があると、利用者に利用料金をお支払いいただく場合があります。

### (2)その他の費用

職員が通常のサービス地域を越えて訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払が必要となる場合があります。

なお、自動車を使用した場合は、以下の通りです。

- ①事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 200円
- ②事業所から、片道おおむね10キロメートル以上20キロメートル未満 400円
- ③事業所から、片道おおむね20キロメートル以上 600円

## 8. 居宅介護支援の内容について

### (1)居宅サービス計画の作成

- ・利用者及び家族の相談を受け、利用者がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスや施設サービスの利用ができるよう、居宅サービス計画を作成します。
- ・利用者及び家族は、介護支援専門員に複数のサービス事業所等を紹介するよう求めることができ、紹介された事業所から選択し、決定することができます。また、居宅サービス計画に位置づけたサービス事業者等の選択理由の説明を求めることができます。
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所の居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙2のとおり説明を行うとともに介護サービス 情報公表制度において公表します。
- ・居宅サービス計画について、利用者の変更を希望、または事業者の変更が必要と判断した場合は、双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- ・利用者が居宅サービス計画作成の中止、または中断を希望する場合は事前に連絡をお願いします。

### (2)居宅サービス事業者等との連絡調整

居宅サービス計画に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス事業者、介護保険施設、保険者等との連携調整を行います。

### (3)利用者状況、サービスの実施状況の把握(モニタリング)、評価

- ・利用者の状況把握のため利用者の居宅に1月に1回以上訪問します。
- ・利用者及び家族、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・以下の要件を満たせば、テレビ装置その他情報通信機器を活用したモニタリングも可能で

す。

- ①利用者の同意を得ている。
- ②サービス担当者会議等において主治医・担当者その他の関係者の合意を得ている。
- ③利用者の状態が安定している。
- ④利用者がテレビ電話装置などを介して意思疎通できる。(家族のサポートがある場合も含む)
- ⑤テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報は他のサービス事業者との連携により情報を収集する。
- ⑥少なくとも2月に1回は利用者宅を訪問する。

#### (4) 医療機関との連携

- ・入院時における医療機関との連携のため、利用者及び家族等には、利用者の入院時に入院先医療機関へ担当介護支援専門員の氏名等の伝達をお願いします。
- ・モニタリング等で把握した利用者の状態等について、必要に応じて、主治医や歯科医師、薬剤師等と情報連携を行います。

#### (5) 給付管理

サービス利用表・別表、サービス提供表・別表、給付管理表を作成し、それぞれを利用者、サービス事業所、国民健康保険団体連合会へ提出します。

#### (6) 要介護認定申請に対する協力、援助

利用者の希望を踏まえて、要介護認定の更新申請などに必要な援助を行います。

#### (7) 相談援助

利用者及び家族の日常生活上の悩みや介護に関する不安などの相談に応じ、解決のための支援を行います。

### 9. 事故等緊急時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故等が発生した場合には、速やかに利用者の家族、保険者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 10. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知します。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 人権の擁護・虐待防止のための定期的な研修を実施します。

### 11. ハラスメントの防止について

職場において行われる性的な言動(セクシャルハラスメント)、又は優越的な関係を背景とした言動(パワーハラスメント)であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止する措置を講じます。

- (1) ハラスメント内容の明確化及び方針の周知・啓発を行います。
- (2) 相談体制等必要な体制を整備します。
- (3) 利用者及びその家族にサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。

職員に対する身体的・精神的暴力、セクシュアルハラスメントなど、直接的、間接的を問わず、人の尊厳や人格を傷つけたり、おとしめたりする行為。

## 12. 業務継続計画について

感染症や自然災害の発生時などにおいて、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定し、職員に周知します。
- (2) 必要な研修や訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

## 13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防・まん延防止のための指針を整備します。
- (2) 感染症の予防・まん延防止のための対策を県とする委員会を開催します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防・まん延防止のための研修及び訓練を実施します。

## 14. 秘密保持

業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を厳守します。尚、サービス担当者会議等において利用者個人情報を用いる場合には、あらかじめ利用者又はその家族から同意をいただきます。

## (別紙1)

居宅介護支援費(Ⅰ) ※居宅介護支援費(Ⅱ)を算定していない	1人当たりの 担当件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費(i)	1~44件	10,860円	14,110円
居宅介護支援費(ii)	45~59件	5,440円	7,040円
居宅介護支援費(iii)	60件以上	3,260円	4,220円

居宅介護支援費(Ⅱ) ※一定の情報通信機器(AIを含む) の活用及び事務職員を配置	1人当たりの 担当件数	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費(i)	1~49件	10,860円	14,110円
居宅介護支援費(ii)	50~59件	5,270円	6,830円
居宅介護支援費(iii)	60件以上	3,160円	4,100円

加算	加算額	算定要件等
初回加算	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に居宅サービス計画を作成する場合</li> <li>・要支援者が要介護認定を受けた場合</li> <li>・要介護状態区分が2区分以上変更された場合</li> </ul>
入院時情報連携加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	2,500円 2,000円	医療機関へ必要な情報提供を行った場合 (Ⅰ) 入院した日の内 (Ⅱ) 入院した日の翌日又は翌々日以内
退院・退所時加算 (Ⅰ)イ (Ⅰ)ロ (Ⅱ)イ (Ⅱ)ロ (Ⅲ)	4,500円 6,000円 6,000円 7,500円 9,000円	退院・退所等にあたり、病院・施設等から必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、サービス等の利用に関する調整を行った場合 (Ⅰ)イ 職員から必要な事柄の情報収集・1回 (Ⅰ)ロ 情報収集とカンファレンスを伴う場合 (Ⅱ)イ 職員から必要な事柄の情報収集・2回 (Ⅱ)ロ 情報収集2回とカンファレンスを伴う場合 (Ⅲ) 情報収集3回とカンファレンスを伴う場合 ※担当医等が参加
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた場合

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	24時間連絡体制等を整備し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、主治医の助言を得て居宅介護支援を実施、訪問により把握した利用者の状況等の情報を記録し、主治医等および居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業所へ提供した場合
看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価	居宅介護支援費を算定可	看取り期にケアマネジメント業務を行ったが利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、一連のケアマネジメント業務に対して基本報酬の算定を可能とする（条件あり）
特定事業所加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (A)	5,190 円 4,210 円 3,230 円 1,140 円	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 *Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの算定、且つ病院との連携や看取りへの対応状況が要件
*特定事業所医療介護連携加算	1,250 円	

(別紙2) サービス利用割合等

①判定期間内に当事業所において作成した全ケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	%
通所介護	%
地域密着型通所介護	%
福祉用具貸与	%

②判定期間内に訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスを位置付けた ケアプランのうち同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護		%
		%
		%
通所介護		%
		%
		%
地域密着型通所介護		%
		%
		%
福祉用具貸与		%
		%
		%

③判定期間

令和 年度 前期 (4月1日～9月30日)  
後期 (10月1日～3月31日)

# 居宅介護支援契約書

株式会社 New Life Design (以下、「事業者」という)は、事業者が開設する「ケアプランセンターあかね」が、利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

## (目的)

第1条 事業者は、利用者の委託をうけて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

## (契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 前項の契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## (介護支援専門員)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、適切な居宅介護支援に努めます。

## (居宅サービス計画作成の支援)

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ居宅サービス計画の作成を支援します。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

## (経過観察・再評価)

第5条 事業者は居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ①利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。

## (施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、介護保険施設の紹

介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、広島県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は利用者が要介護認定または要支援認定(以下、「要介護認定等」と言います)の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

2 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第11条 利用者の自己負担はありません(法定代理受領により当居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合)。

2 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規程は、【重要事項説明書】に明記しています。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して、通知する事により、いつでもこの契約を解約できます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者又はその家族等が事業所や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合、通知することにより、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設(介護老人保健施設は除く)に入所した場合

②利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合

③利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第13条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第 14 条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携帯義務)

第 15 条 介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時および利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談苦情対応)

第 16 条 事業者は、相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(善管注意義務)

第 17 条 事業者は、利用者に委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(協議事項)

第 18 条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

# 個人情報使用同意書

私(利用者)、及びその家族の個人情報については、下記に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用する目的

- ・サービス担当者会議等において他のサービス事業者等と情報を共有・連携し、介護保険法に関する法令等に基づき行う居宅サービス・利用者支援を、適切かつ効果的に実施、提供するため。
- ・緊急時等において、利用者の生命やその他有する権利・利益を保護するため。

### 2 使用する事業者の範囲

- ・利用者が提供を受けるすべての居宅サービス事業者

### 3 使用する期間

- ・契約で定める期間

### 4 使用にあたっての条件

- ・個人情報の使用は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供が必要となる相手方以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ・目的以外に利用する場合は、本人もしくは家族の同意を得るものとする。

### 5 個人情報の内容

- ・基本情報(氏名、住所、利用者の心身の状況やその置かれている環境、支援を行う上での課題、健康状態、病歴、家庭状況等。)
- ・その他情報(サービスを提供するために必要なものに限る)

### 6 個人情報を提供する媒体

- ・紙媒体(書類・記録等)
- ・電子データ(電子メール、介護ソフト、情報提供システム等)のいずれかの方法で行う場合があります。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者が署名の上、1通ずつ保管するものとします。

私は、本書面にに基づき、1. 居宅介護支援契約の内容、2. 重要事項説明書に内容、3. 個人情報の利用及び第三者提供を含む取り扱いについて説明を受け、その内容を理解し、同意のうえ契約を締結します。

令和 年 月 日

【利用者】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

【代筆者】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

【代理人】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

私(利用者)、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

【家族代表】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

【事業者】 所 在 地 広島県福山市東手城町1丁目29番2号

事業者名 株式会社 New Life Design

代表者名 代表取締役 沼田 祐二

【事業所】 所 在 地 広島県尾道市美ノ郷町三成2778番地

事業所名 ケアプランセンターあかね

【説明者】 氏 名 \_\_\_\_\_